

総
合
事
務
組
合
公
報

目
次

千葉県市町村職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則……………1頁

※ この公報は、規則により組織団体に配布するものです。
必ず関係部課に供覧してください。

千葉県中央区中央四丁目十七番八号 千葉県自治会館
千葉県市町村総合事務組合
電話 ○四三(三一一) 四一五五

千葉県市町村職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

千葉県市町村総合事務組合長 岩田 利雄

千葉県市町村総合事務組合規則第三号

千葉県市町村職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県市町村職員退職手当条例施行規則（昭和四十三年規則第一号）の一部を次のように改正する。
別表第二（第二条の五の表）成田市（H18.10.1～）の項中

行政職	9級		8級	7級	6級	5級	4級	3級・2級 3級・1級
-----	----	--	----	----	----	----	----	----------------

を

行政職 (H18.10.1～ R7.3.31)	9級		8級	7級	6級	5級	4級	3級・2級 3級・1級
行政職 (R7.4.1～)		9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級・2級 3級・1級

に改め、

同表中
「 布施学校組合
(H18.4.1～)」

を

「 布施学校組合
(H18.4.1～ R7.3.31)」

に改め、

同表長生郡市広域市町村圏組合（H18.4.1～）の項中

特定任期付職員 (H30.4.1～)	7号給 6号給	5号給	4号給	3号給	2号給 1号給			
-----------------------	------------	-----	-----	-----	------------	--	--	--

を

特定任期付職員 (H30.4.1～)	7号給 6号給	5号給	4号給	3号給	2号給 1号給			1級
-----------------------	------------	-----	-----	-----	------------	--	--	----

に改める。

別記様式第三十二号を次のように改める。

別記様式第三十二号

様式第32号(表面)

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

千葉県市町村総合事務組合長

印

千葉県市町村職員退職手当条例 第12条第1項 第14条第1項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に千葉県市町村総合事務組合長に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に千葉県市町村総合事務組合を被告として(被告を代表する者は千葉県市町村総合事務組合長)提起することができる(なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

記

金 円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

様式第32号〔裏面〕

(退職をした者の氏名)	
(就職年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の所属所名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(支給制限処分の理由)	
(千葉県市町村職員退職手当条例第12条第1項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)	

様式第33号(表面)

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

千葉県市町村総合事務組合長

同

千葉県市町村職員退職手当条例 第14条第1項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に千葉県市町村総合事務組合長に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に千葉県市町村総合事務組合を被告として(被告を代表する者は千葉県市町村総合事務組合長)提起することができる(なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

記

金 円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

様式第33号(裏面)

(退職をした者の氏名)	
(就職年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の所属所名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)	
(千葉県市町村職員退職手当条例第12条第1項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)	

様式第34号(表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

千葉県市町村総合事務組合長

印

千葉県市町村職員退職手当条例第13条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差止めする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に千葉県市町村総合事務組合長に対してすることができる。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、千葉県市町村総合事務組合長に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に千葉県市町村総合事務組合を被告として(被告を代表する者は千葉県市町村総合事務組合長)提起することができる(なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

[退職をした者の氏名]			
[就職年月日]	年	月	日
[退職年月日]	年	月	日
[勤続期間]			年 月

様式第34号(裏面)

(退職時の所属所名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 [職 級 号給]
(支払差止処分の理由)	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた起訴に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。) 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合 	

様式第35号(表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

千葉県市町村総合事務組合長

印

千葉県市町村職員退職手当条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に千葉県市町村総合事務組合長に対してすることができる。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、千葉県市町村総合事務組合長に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に千葉県市町村総合事務組合を被告として(被告を代表する者は千葉県市町村総合事務組合長)提起することができる(なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

(退職をした者の氏名)			
(就職年月日)	年	月	日
(退職年月日)	年	月	日
(勤続期間)			年 月

様式第35号(裏面)

(退職時の所属所名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 [職 級 号給]
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)	
(史料される犯罪に係る罰条：)	
(支払差止処分の取消し)	
<p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p>	
<p>1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合</p>	
<p>2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、千葉県市町村職員退職手当条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合</p>	
<p>3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく、かつ、千葉県市町村職員退職手当条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合</p>	
<p>4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合</p>	

様式第36号(表面)

退職手当支払差上処分書

年 月 日

様

千葉県市町村総合事務組合長

印

千葉県市町村職員退職手当条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に千葉県市町村総合事務組合長に対してすることができる。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、千葉県市町村総合事務組合長に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に千葉県市町村総合事務組合を被告として(被告を代表する者は千葉県市町村総合事務組合長)提起することができる(なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

(退職をした者の氏名)			
(就職年月日)	年	月	日
(退職年月日)	年	月	日
(勤続期間)			年 月

様式第36号(裏面)

(退職時の所属所名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合[拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。]又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、千葉県市町村職員退職手当条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、千葉県市町村職員退職手当条例第14条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合 	

様式第37号(表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

千葉県市町村総合事務組合長

印

千葉県市町村職員退職手当条例第13条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に千葉県市町村総合事務組合長に対してすることができる。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、千葉県市町村総合事務組合長に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に千葉県市町村総合事務組合を被告として(被告を代表する者は千葉県市町村総合事務組合長)提起することができる(なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

(退職をした者の氏名)	
(就職年月日) 年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日) 年 月 日	年 月

様式第37号(裏面)

(退職時の所属所名)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 (職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この処分を受けた者が千葉県市町村職員退職手当条例第14条第2項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から1年を経過した場合 2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなつたと認める場合 	

様式第38号(表面)

退職手当返納命令書

年 月 日

様

千葉県市町村総合事務組合長

印

千葉県市町村職員退職手当条例第15条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に千葉県市町村総合事務組合長に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたことを知つた日から6か月以内に千葉県市町村総合事務組合を被告として(被告を代表する者は千葉県市町村総合事務組合長)提起することができる(なお、この命令があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(千葉県市町村職員退職手当条例第15条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)	円

様式第38号(裏面)

(退職をした者の氏名)

(返納命令の理由)

(千葉県市町村職員退職手当条例第12条第1項で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し調査した内容についての説明)

様式第39号(表面)

退職手当返納命令書

年 月 日

求

千葉県市町村総合事務組合長

印

第15条第1

千葉県市町村職員退職手当条例 第16条第1 項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に千葉県市町村総合事務組合長に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたことを知つた日から6か月以内に千葉県市町村総合事務組合を被告として(被告を代表する者は千葉県市町村総合事務組合長)提起することができる(なお、この命令があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)		円
(千葉県市町村職員退職手当条例 第15条第1項 第16条第1項 の規定により控除される失業者退職手当額)		円

様式第39号(裏面)

(退職をした者の氏名)

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)

(千葉県市町村職員退職手当条例第12条第1項で定める事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し調査した内容についての説明)

様式第40号(表面)

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

千葉県市町村総合事務組合長

印

第17条第1項

千葉県市町村職員退職手当条例 第17条第2項 の規定により、退職手当の受給者に対し
第17条第3項

に既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に千葉県市町村総合事務組合長に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたことを知った日から6か月以内に千葉県市町村総合事務組合を被告として(被告を代表する者は千葉県市町村総合事務組合長)提起することができる(なお、この命令があつたことを知った日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があつたことを知った日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)		円
(千葉県市町村職員退職手当条例	第17条第1項 第17条第2項 の規定により控除される失業者退職手 第17条第3項	円
当額)		

様式第40号(裏面)

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由)
(千葉県市町村職員退職手当条例第12条第1項及び第17条第7項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)

様式第41号(表面)

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

千葉県市町村総合事務組合長

印

千葉県市町村職員退職手当条例 第17条第4項 の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。
第17条第5項

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に千葉県市町村総合事務組合長に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたことを知った日から6か月以内に千葉県市町村総合事務組合を被告として(被告を代表する者は千葉県市町村総合事務組合長)提起することができる(なお、この命令があつたことを知った日から6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日から6か月以内に提起することができる(なお、その裁決があつたことを知った日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。

記

金 円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(千葉県市町村職員退職手当条例 第17条第4項 第17条第5項 の規定により控除される失業者退職手当額)	円

様式第41号(裏面)

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)
(納付命令の理由)
(千葉県市町村職員退職手当条例第12条第1項及び第17条第7項で定める事情に関し勘案した内容についての説明)

別記様式第四十三号を次のように改める。
別記様式第四十三号

様式第43号(表面)

千葉県市町村職員退職手当条例第17条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

様

千葉県市町村総合事務組合長

印

下記の退職をした者に対してその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きの在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、千葉県市町村職員退職手当条例第17条第1項の規定により通知する。

この通知をした千葉県市町村総合事務組合長は、この通知が到達した日から6か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きの在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額(下記の退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

記

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)

様式第43号(裏面)

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(千葉県市町村職員退職手当条例第17条第1項の規定により控除される失業老退職手当額)	円
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。